平成２３年（再ロ）第１号
茨城県つくば市島名4436番地ガレリアヴェール210号
再生債務者　相沢　康博
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月22日まで
平成23年６月１日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（再ロ）第３０号
埼玉県鴻巣市原馬室3639番地４
再生債務者　奈良　清一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月22日まで
平成23年６月１日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第６号
新潟市東区逢谷内４丁目２番５号８
再生債務者　萱間　晋吾
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月23日まで
平成23年６月２日　　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第５号
静岡市清水区折戸537番地の17
再生債務者　川口　　修
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月23日まで
平成23年６月２日
静岡地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０００５号
茨城県ひたちなか市大字高野212番地216
再生債務者　前嶋　延子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月31日　　水戸地方裁判所

平成２３年（再ロ）第５号
横浜市港南区上永谷４丁目17番15号　ガーデンハイツⅡ201号
再生債務者　早川　啓太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１０１７５号
東京都杉並区高井戸東１－１－14－102
再生債務者　八木　知博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１７６号
神奈川県川崎市多摩区菅馬場３－２－９
再生債務者　野路　邦浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第５号
熊本県葦北郡芦北町大字芦北2777番地２
再生債務者　村田　秀年
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月２日　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（再ロ）第７号
新潟市中央区女池８丁目12番12号
再生債務者　五十嵐靖憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月２日　　新潟地方裁判所民事部

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 23 年６月１日
農林水産省共済組合代表者
農林水産大臣　鹿野　道彦

附則第７条の次に次の１条を加える。
（災害見舞金附加金）
第８条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。
⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月
⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月
⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月
⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月
⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月
⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月
附　則
この変更は、平成23年６月１日から施行し、同年３月11日から適用する。

吸収合併公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年六月十日
群馬県桐生市相生町三丁目八〇〇番地一一一
（甲）合資会社オリエンタル
代表社員　能沢　孝博
群馬県桐生市相生町四丁目三二九番地四
（乙）有限会社オリエンタルホープ
代表取締役　能澤　孝博

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年八月一日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月三十一日
掲載頁　一〇五頁（号外第一一四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月三十一日
掲載頁　九十六頁（号外第一一四号）
平成二十三年六月十日
神奈川県川崎市溝口四丁目八番六号
（甲）中野興行株式会社
代表取締役　中野　　洋
神奈川県川崎市溝口四丁目八番六号
（乙）中興企画株式会社
代表取締役　中野　　洋